

登録検査機関審査表

登録申請者名又は登録検査機関名	
-----------------	--

<p>【登録検査機関審査表作成要領】</p> <p>1 各項目に適合している場合は、適否欄の適にチェック（レ印）をしてください。</p> <p>2 各項目に適合していない場合は、適否欄の否にチェックし、必要に応じて申請者に聞き取りの上、備考欄に理由等を記載してください。</p>
--

1. 登録検査機関の登録の申請（第2の2関係）、変更登録の申請（第4の2関係）、登録の更新申請（第6の2関係）

（1）書面による確認

①登録申請書等の記載内容

○ 登録申請書の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
登録申請書の記載項目に記載漏れがないこと。			

○ 定款（法人である場合に限る。）の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
定款に記載される「商号」と登録申請書の申請者名が一致していること。			
定款に記載される「目的」に検査業務を実施する部門と利害関係が生じうる記載がないこと。 利害関係が生じうる記載がある場合は、適否欄のチェック（レ印）は未記載とし、備考欄に「②のウ）により審査する」と記載すること。			
定款に記載される「本店の所在地」と登録申請書の住所が一致していること。			

○ 登記事項証明書の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
登記事項証明書に記載される「所在・地番」と登録申請書の住所が一致していること。			

○ 財産目録の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録であること。 （ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録であること。）			
保有する資産（土地、建物、現金、預金等）と負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にされていること。			

○ 貸借対照表の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表であること。			
貸借対照表の資産の合計金額が負債と純資産の合計金額と一致していること。			

○ 事業計画書の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書であること。			
事業内容に検査業務を実施する部門と利害関係が生じうる記載がないこと。 利害関係が生じうる記載がある場合は、適否欄のチェック（レ印）は未記載とし、備考欄に「②のウ）により審査する」と記載すること。			

○ 予算書の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における予算書であること。			
事業内容に検査業務を実施する部門と利害関係が生じうる記載がないこと。 利害関係が生じうる記載がある場合は、適否欄のチェック（レ印）は未記載とし、備考欄に「②のウ）により審査する」と記載すること。			

○ 検査業務の概要に関する事項を記載した書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務を実施する事務所、検査区分ごと（精密検査については、検査の内容ごと）に、以下の記載がされていること。 （１）栽培地検査：検査対象有害動植物、検出方法、同定方法、主な検査品目※ （２）消毒検査：確認事項、主な検査品目※ （３）精密検査 ① 遺伝子診断：検査対象有害動植物、検査方法、主な検査品目※ ② 血清学的診断：検査対象有害動植物、検査方法、主な検査品目※ ③ 微生物学的診断：検査対象有害動植物、検査方法、主な検査品目※ ④ 栽培検定：検査対象有害動植物、検査方法、同定方法、主な検査品目※ ⑤ 線虫検査：検査対象有害動植物、検査方法、同定方法、主な検査品目※ （４）目視検査：検査対象品目、主な検査品目※ ※ 主な検査品目は、申請者の意向で記載される内容であり、必須項目ではない。			

○ 当該検査業務を行う組織に関する事項を記載した書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務を行う部門の名称が明記されていること。			
検査業務を行う部門の責任者が明記されていること。			
検査員の配置が明記されていること。			

○ 検査業務の実施方法に関する事項を記載した書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務を実施する事務所、検査区分ごとに、以下の記載がされていること。 （１）栽培地検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移手段、有害動植物の同定に使用する資料及びその管理方法、帳簿の管理方法、連絡先 （２）消毒検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移手段、帳簿の管理方法、連絡先 （３）精密検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、有害動植物の検査方法等の手順書及びその管理方法、帳簿の管理方法、連絡先 （４）目視検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移手段、有害動植物の同定に使用する資料及びその管理方法、帳簿の管理方法、連絡先			

○ 検査業務以外の業務の概要の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務以外の業務を行っている場合、その内容を示したパンフレット、ホームページ等の書類が提出されていること。			
組織図に検査業務を行う部門が明記されていること。			
組織図に内部監査等の関連業務を行う部門が明記されていること。			
組織図に検査業務を行う部門と利害関係が生じる部門（又は利害関係が疑われる部門）が記載されていないこと。 利害関係が生じうる記載がある場合は、適否欄のチェック（レ印）は未記載とし、備考欄に「②のウ）により審査する」と記載すること。			

②法第10条の4第1項各号に掲げる基準

ア) 検査員の知識及び技能に関する書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務を実施する事務所ごとに、事務所の代表者氏名、検査員となる各職員の略歴及び氏名の一覧が記載されていること。			
検査員となる職員が、登録検査機関の登録等実施要領別表1. 検査員の基準のいずれかに該当していること。			

イ) 検査に用いる機械器具その他の設備等に関する書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査業務を実施する事務所ごとに、検査に使用する機械器具その他の設備等の一覧表が記載されていること。			
検査業務を実施する事務所ごとに、設置されている機械器具その他の設備等が、登録検査機関の登録等実施要領別表2. 検査に係る機械器具その他の設備の基準に記載される機械器具その他の設備等の要件を全て満たしていること。			

ウ) 検査業務の公正な実施を確保する体制に関する書類の確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
組織内又は親法人の事業を実施する部門について、次のいずれかを満たすことを確認すること。 ・組織内又は親法人に、農産物等の輸出、販売、栽培等の取扱（以下「販売等取扱い」という。）を業とする部門がないことが明記されていること。 ・組織内又は親法人に、販売等取扱いを業とする部門がある場合は、検査部門責任者を販売等取扱いを業とする部門に2年間在籍していない者とする等の体制の整備により、検査部門の独立性を担保する旨説明されていること。			
組織内の役員又は職員について、次のいずれかを満たすことを確認すること。 ・登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員若しくは職員（過去2年間に販売等取扱関係者の役員若しくは職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えないことが明記されていること ・登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員若しくは職員（過去2年間に販売等取扱関係者の役員若しくは職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えているが、販売等取扱いを業とする部門に過去2年間在籍していない者を、検査部門責任者及び検査員とすること等の体制の整備により、検査部門の独立性を担保する旨説明されていること。			
代表権を有する役員について、次のいずれかを満たしていることを確認すること。 ・登録申請を行った者の代表権を有する役員（個人の場合は申請者）が、販売等取扱関係者の役員若しくは職員（過去2年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。）ではないことが明記されていること。 ・登録申請を行った者の代表権を有する役員（個人の場合は申請者）が、販売等取扱関係者の役員若しくは職員であるが、検査業務に関する業務を、販売等取扱いを業とする部門に2年間在籍していない役員に委任する等の体制の整備により、検査部門の独立性を担保する旨説明されていること。			
検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱の事業者からの出向者又は兼業者でないことが明記されていること。			
検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱業務を行っていないことが明記されていること。			

(2) 登録申請者の事務所への実地検査

○ 検査業務の実施方法に関する確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査区分ごとに、以下について、検査業務を実施する事務所において確認すること。 (1) 栽培地検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移動手段、有害動植物の同定に使用する資料及びその管理方法、帳簿の管理方法 (2) 消毒検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移動手段、帳簿の管理方法 (3) 精密検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、有害動植物の検査方法等の手順書及びその管理方法、帳簿の管理方法 (4) 目視検査：検査申請受付及び検査報告書の交付方法、検査場所への移動手段、有害動植物の同定に使用する資料及びその管理方法、帳簿の管理方法			

○ 検査に用いる機械器具その他の設備等に関する確認事項

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
検査に用いる機械器具その他の設備等に関する書類に記載のとおり機械器具その他の設備等が適切に設置されていること。			

2. 登録免許税の納付に係る領収証書の確認 (第2の7、第4の7関係)

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
年度が申請時の年度となっていること。			
税目が「221 (登録免許税)」となっていること。			
税務署名が「コウジマチ (税務署番号00031017)」となっていること。			
本税が「90000 (右詰め)」×「登録申請書に記載される検査区分の件数」と一致していること。			
住所 (所在地) が登録検査機関の登録 (登録の更新) 申請書の登録を行う事務所の所在地と一致していること。			

3. 業務規程の認可の申請（第3の4関係）及び変更認可の申請（第7の2関係）

項目	記載事項の適否等		
	適	否	備考
<p>検査業務の実施方法に関する事項</p> <p>(1) 登録した検査の区分が記載されていること。</p> <p>(2) 業務規程に規定される検査に関する申請書及び報告書の様式が、輸出検査実施要領（4消安第5904号）の様式第1号～第5号、第8号～第12号の「申請者が検査試料の無償提供に同意する旨」、「記載に当たっての留意事項」等の記載事項に倣って作成されていること。</p> <p>(3) 植物防疫法、植物防疫法施行規則、輸出植物検疫規程、輸出検査実施要領等の関係通知に基づき検査業務を実施する旨記載されていること。</p> <p>(4) 農林水産省から、検査業務の関係書類について情報提供を求められた際には、これに応じる旨が記載されていること。</p>			
<p>検査を実施する組織及び検査員その他人員に関する事項</p> <p>(1) 検査を実施する組織について、検査業務を実施する部門名及びその責任者の役職、並びに内部監査等の関連業務を実施する部門名及びその責任者の役職が記載されていること。また、利害関係が生じる部門がある場合は、その部門名及びその責任者の役職が記載されていること。</p> <p>(2) 検査業務を実施する部門の独立性が担保されている旨記載されていること。</p> <p>(3) 検査員について、検査業務を実施する事務所には、少なくとも1名の検査員を配置する旨記載されていること。</p>			
<p>検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項</p> <p>機械器具の保守点検を実施し、保守点検記録を少なくとも4年間管理する旨記載されていること。</p>			
<p>検査業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>検査業務の始業時間、終業時間、休日が記載されていること。</p>			
<p>検査を受けることができる件数の上限に関する事項</p> <p>検査業務を実施する事務所ごとに、申請の申請を受け付けることができる件数の上限が規定されていること。</p>			
<p>検査業務を行う場所に関する事項</p> <p>登録申請書の「4 検査を行おうとする区域」のとおり記載となっていること。</p>			
<p>検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項</p> <p>(1) 検査料金又は算定方法が記載されていること。</p> <p>(2) 料金の収納方法が一般的な方法で記載されていること。</p>			
<p>検査の申請書その他検査に関する書類の保存に関する事項</p> <p>(1) 作成される帳簿により、以下の情報が漏れなく管理される旨記載されていること。</p> <p>① 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 検査の申請を受けた年月日</p> <p>③ 検査を行った年月日（検査報告書の交付日とします。）</p> <p>④ 検査を行った場所</p> <p>⑤ 検査の項目</p> <p>⑥ 検査を行った品目及びその数量</p> <p>⑦ 検査を行った品目の生産地又は原産国</p> <p>⑧ 検査を行った検査員の氏名</p> <p>⑨ 検査の結果</p> <p>(2) 帳簿を4年間管理する旨記載があること。</p>			
<p>財務諸表の備付け及び財務諸表等の閲覧等に関する事項</p> <p>(1) 財務諸表を備付ける旨記載があること。</p> <p>(2) 財務諸表の閲覧請求があった際の手数料が記載されていること。</p>			
<p>検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項</p> <p>検査業務について苦情、異議申立てがあった場合には、適切に処理する旨記載されていること。</p>			
<p>前各号に掲げる者のほか、検査業務に必要な事項</p> <p>(1) 検査業務の関係書類等の自主点検（内部監査）が少なくとも年1回実施されることが記載されていること。</p> <p>(2) 法律違反等の不適切事例があった場合に、速やかに植物防疫所等に報告される旨記載されていること。</p>			